

令和7年度 静岡県保育補助者雇上費貸付募集要項

静岡県内における保育士の確保を図るため、保育補助者雇上費の貸付を行います。貸付は無利子です。保育補助者の勤務開始日以降、年度毎の申請になります。また、保育補助者が指定期間内に保育士資格を取得した場合、貸付金の返還が免除となります。

【概要】

対象者	<p>①静岡県内に所在地のある以下の施設又は事業所を運営する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く） ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 企業主導型保育事業
申請条件	<p>次の①～⑧の全てを満たすことが申請の条件となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに保育補助者を雇用する、法人等に勤務する保育補助者1人 ② 当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得する意思を有し、貸付年度（令和7年度）において受験可能である（養成校に在学している場合は、卒業年度であること） ③ 当該保育補助者が子育て支援員研修（基礎研修及び専門研修（「地域型保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る）を既に受講している、または貸付年度に受講見込みであること ※定員オーバー等で受講できなかった場合は、不承認通知等の写しを添付してください ④ 当該保育補助者の勤務形態は、常勤（正規・非正規）・非常勤を問わないただし、週20時間以上の勤務であること。 ⑤ 保育補助者を配置することにより保育士の勤務環境改善を行うこと ⑥ 他県が実施する保育補助者雇上費を借りていないこと ⑦ 他の補助金等により、当該保育補助者の人件費の支給を受けていないこと ⑧ 連帯保証人は法人代表者であること
貸付額	年額2,953,000円以内 ※1,000円未満は切り捨てとします。
利子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸付期間	<p>保育補助者が、貸付を受けた県内の施設・事業所に勤務する期間貸付は年度ごとに行います。 （年度途中から採用した場合でも、令和8年3月までの申請となります。）</p>
支払	実績報告後まとめて貸与します。

返還免除	<p>以下の全ての条件を満たした場合、返還を全額免除します。</p> <p>① 保育補助者雇上費の貸付を受けた静岡県内の施設または事業所において、 ② 保育補助者が保育の補助等に従事し、 ③ 貸付を受ける期間中、または、貸付終了後1年以内に保育士資格を取得すること</p> <p>※当該保育補助者が、貸付を受けた期間かつ1年間以上引き続いて「保育の補助等」に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。</p>
返 還	<p>指定期間中に保育士資格が取得できなかった場合などは、貸付金を返還することとなります。</p> <p>① 返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間以内 ただし、従事期間があればその期間を合算した期間 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（一括返還・繰上返還可）</p>
提出書類	<p>① 保育補助者雇上費貸付申請書 ② 勤務環境改善計画書 ③ 保育補助者の資格取得等に係る誓約書 ④ 雇用契約書もしくは辞令 ⑤ 申請者・連帯保証人：住民票（本籍地、マイナンバーの記載がなく、発行後3か月以内のもの） ⑥ 申請者が法人の時は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）と定款の写し ⑦ 保育補助者雇上費 計画書 ⑧ 子育て支援員研修(基礎研修及び専門研修「地域型保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る)の修了証。未受講の場合は、受講票の写し等の受講予定が分かる書類。</p> <p>※保育補助者が養成校に在学している場合は、在籍証明書も提出</p>
提 出 先	<p>申請する施設・事業所は、提出書類の①～⑧及びその他必要書類を提出してください。</p> <p>〒420-8670 静岡県葵区駿府町1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 電話：054-254-5244</p>
申込〆切	<p>最終締め切り：令和8年1月末</p>